

※令和8年8月診療分以降

70歳～75歳未満の方の限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

診療月が1月から7月までは前々年の所得を、8月から12月までは前年の所得を使用して、自己負担限度額を決定します。はじめに、外来（個人単位）のみの限度額にあたる「外来 A」を適用し、入院がある場合は、その後世帯での限度額である「外来+入院 B」を適用させて、計算をします。

◎1か月ごとの自己負担限度額※①および入院時食事標準負担額

区分	所得要件（世帯）	負担割合	過去12か月以内の1～3回目		4回目以降 ※②	入院時食事標準負担額 (1食あたり) ※⑤
			外来 A (個人単位)	外来+入院 B (世帯単位)		
現役並みⅢ	住民税の課税標準額が690万円以上	3割	270,300円 (総医療費が901,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		140,100円	550円
現役並みⅡ	住民税の課税標準額が380万円以上690万円未満		179,100円 (総医療費が597,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		93,000円	
現役並みⅠ	住民税の課税標準額が145万円以上380万円未満		85,800円 (総医療費が286,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算)		44,400円	
一般	住民税の課税標準額が145万円未満	2割	22,000円	61,500円		
Ⅱ ※③	住民税非課税		11,000円	25,700円	24,600円	過去1年間の入院日数が90日まで …270円 91日目以降 …220円※⑥
Ⅰ ※④			8,000円	15,700円		130円

※① 自己負担限度額には、保険適用外の診療、食事代、差額ベッド代などは含まれません。

※② 受診のあった月以前の12か月以内に、自己負担限度額を超えた受診が3回以上あったときの4回目以降の限度額です。

※③ 住民税非課税の世帯に属する方で、「Ⅰ」に該当しない方

※④ 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方（その世帯の必要経費・控除を差し引いた各所得が0円となる方）

※⑤ 令和8年6月1日から1食あたりの食事代の金額が変更になりました。

※⑥ 過去1年以内に90日を超える入院のある方は、入院日数のわかるもの（医療機関の領収書等）を添付のうえ、国保給付係へ申請してください。標準負担額が減額される標準負担額減額認定証を交付いたします。